会議録(2023年度 第2回愛知県事業評価監視委員会)

- 1 日 時 2023年8月22日(火) 午後1時30分~午後4時40分
- 2 場 所 愛知県庁 本庁舎 正庁
- 3 出席者

(委員) 小川委員、加藤委員、北野委員、木全委員、

小谷委員、平松委員

(県建設局) 建設局技監、砂防課担当課長、建設企画課担当課長

(県建築局) 公営住宅課長

(県農林基盤局) 農地整備課長、農林総務課農林技術管理室長

- 4 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ①第1回委員会 会議録について
 - ②第1回委員会 修正評価調書の確認について
 - ③第3回委員会審議対象事業の抽出について
 - ④対象事業の審議について

【再評価】農業農村整備事業 4事業砂防事業 1事業公営住宅等整備事業 1事業

【事後評価】農業農村整備事業 1事業 砂防等事業 1事業

(3) 閉会

1 第1回委員会 会議録について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

2 第1回委員会 修正評価調書の確認について

特に意見なし。(※事前に書類審査済)

[結論] 修正評価調書について了承する。

3 第3回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象の概要を説明した後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第3回の対象事業は、「再評価」が道路事業と下水道事業の計11事業、「事後評価」が公営住宅等整備事業の5事業、合計16事業である。この16事業から、審議対象とする8事業を抽出した。

抽出にあたっては、「審議対象とする事業及び抽出方法について」に従い、進捗 状況と事業内容の考慮として、「事業費や事業期間の大幅な増加の有無や、事業の 見込みの判定結果」に着目した他、再評価該当基準の考慮として、「社会情勢等の 変化により審議の必要性が生じている事業や未着工の事業」がないか、そして、 「過去の審議状況」の3点に着目した。

なお、2点目の「社会情勢等の変化により審議の必要性が生じている事業や未 着工の事業」については該当がなく、また3点目の「過去の審議状況」について も未審議のものはなかった。

道路事業については、9事業あるが、事業期間が大幅に伸び、また進捗率が低い、1番の「国道363号」、事業期間、事業費とも大幅に増え、進捗率が低く、B/Cの低下も生じている5番の「境政成新田蟹江線」、事業費が大幅に増え、B/Cの低下も生じている7番の「国道247号」、事業費が大幅に増え、進捗率が低く、B/Cの低下も生じている8番の「豊橋渥美線」、I期、II期の工区が合算となり、I期の事業期間が増え、且つ事業費も大幅に増えた9番の「小垣江安城線」の計5つを抽出した。

下水道事業では、進捗率が低い、10番の「衣浦西部流域下水道」を抽出した。 事後評価の抽出にあたっては、投資発現状況の考慮として、「事業目標の達成状況」や「事業効果の発現状況」に問題があるものはないか、過去の審議状況の考慮として、「再評価において何らかの指摘があった事業」や、「過去に審議されて いない事業」がないか、に着目したが該当はなかった。

すべて公営住宅等整備事業だが、事業費が当初と比較し、大幅に減額となっている事業が4事業あり、そのいずれも計画が見直され、その見直した結果に基づき2016年には再評価が実施されている。

その具体な見直しについては、建替にあたって再入居を保証するべき従前入居 者全員の移転先が確保できる見通しがついたことから、建替後の住居数を当初計 画より削減したためで、結果、事業費が減となっている。

ついては、事業費の減額が最も多い、2番の「高御堂住宅」と事業費の減額率 が最も大きい、5番の「小島住宅」を抽出した。

なお、各事業及び再評価、事後評価のバランスも確認し、以上を総括すると、 再評価から1番・5番・7番・8番・9番・10番の6件、事後評価から2番・ 5番の2件の合計8件を提案する。

「結論 抽出委員の抽出案を了承する。

4 対象事業の審議について

(1)農業農村整備事業

【再評価】

①農業農村整備事業 (たん水防除事業): 領内川右岸北部の審議 農地整備課から説明。

- [委員] 本事業では、旧況より規模の大きいポンプを設置することができるのか。
- [県] 事業制度上、旧況より規模の大きいポンプを設置することは可能。たん水 被害を防止するため、流出量に応じた排水能力としている。
- [委員] 長期化の理由として、河川管理者との協議に不測の時間を要したとあるが、 具体的にはどういった内容か。
- [県] 当初計画していた排水樋管の位置の対岸に他流域の排水樋管が設置されており、両岸から排水すると下流に影響を及ぼす恐れがあることから、樋管の位置を変更するよう河川管理者から指摘があった。

樋管位置を変更した結果、設計の見直しが必要となり、これらに期間を要した。

「委員」 対岸に樋管があることは、当初から把握できることではないか。

- [県] 対岸の排水樋管は、別の農林水産事務所の所管であり、把握が遅くなって しまった。
- [委員] 同じ県の機関であるのだから、今後は手戻りがないようにしっかりと調整 すべき。
- [委員] 樋管の位置を変更したことにより工法変更が生じ、その結果、事業費も増 えたということか。
- [県] 樋管位置が変わることで、土質調査、設計の見直しに要する費用が必要となる。設計の見直しの結果、仮設等を含む工法にも変更が生じて事業費が増加した。
- [委員] 樋管の位置が変わった理由及び樋管位置を変更したことにより工法変更が 生じて事業費が増加したことを評価調書に記載すること。
- [県] 承知した。
- [結論] 評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。

【再評価】

②農業農村整備事業 (たん水防除事業): 新立田輪中の審議

農地整備課から説明。

- [委員] 事業費内訳の内、「その他」経費について、領内川右岸北部地区は増加しているのに対し、新立田輪中地区は減少している。減少要因として事務的経費の精査と記載されているが、どういった内容か。
- [県] たん水防除事業は詳細設計後に国の審査を受ける全体実施設計制度の対象となっている。全体実施設計を行う事業は、事業費の「その他」経費に予備費を計上しており、詳細設計による事業費の著しい変動を防止している。 その他経費の減少要因としては、詳細設計後、想定より事業費の変動が少なく、予備費が節減されたことを意味する。
- [委員] 領内川右岸北部地区の場合、変動要因が労務資材費の増と記載されている が事実であるか。

- [県] 原油価格の高騰の影響もあり、資材費が高騰しており、その他経費についても増額している。
- [委員] 事務的経費の精査による減というのは、先ほどの説明からは理解しにくい。
- [県] その他経費に含めているが、工事費確保の目的であるため、本来は工事費の中に含めるべきものと思われる。予備費は工事費の中で計上することとし、 評価調書を修正したい。

[委員] 承知した。

- [委員] 新設機場を中流部に新設する計画であるが、どういった場合にそのような 整備となるのか。
- [県] 標高の低い下流域が湛水被害の生じやすい区域であり、中流部に排水機場を設置し、上流からの水をいち早く排水することで、下流域の被害を軽減することができる。

新立田輪中地区のように流域が南北に長く、中流部で排水先を確保できる場合、このような整備になる場合がある。

「結論」 評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。

【再評価】

③農業農村整備事業 (たん水防除事業): 高河原の審議

農地整備課から説明

- 「委員」 排水機場の建設位置が変わった理由は。
- [県] 排水機場の建設予定位置の一部に、流域下水道用地があり、流域下水道管理者と協議を行ったところ用地買収や占用が不可であったため、位置を変更することとなった。その結果、設計を見直し、排水樋管の位置も変更となったため河川協議も再度行うこととなり、着手が遅れた。
- [委員] 排水機場同様、流域の下流であり水が集まる位置に流域下水の処理施設があるのか。
- [県] 流域下水の処理場はさらに下流にあり、排水機場の建設位置付近には管水

路がある。

- [委員] 評価調書に、流域下水道との協議の結果、排水機場の建設位置が変わった 旨を記載し、不測の時間を要した表記を改めたほうがよい。
- 「県」 評価調書の表記を修正する。
- 「委員」 事業費「その他」の内訳にはどんな費用が含まれているのか。
- [県] 評価調書の「工事費」には、工事請負費や委託費が含まれており、国庫補助の対象となるが、「その他」には「工事雑費」として「登記委託業務」等の国庫補助の対象とならない事業費が、計上されている。
- 「結論」 評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。

【再評価】

④農業農村整備事業(水質保全対策事業): 法立西井筋の審議

農地整備課から説明

- [委員] 基準雨量が排水路は 1/10 確率で、ポンプの方は 1/20 確率と説明があった。 この基準の違いはどうしてか。
- [県] 農業農村整備事業は国の定める設計基準に従い、施設の能力を決定している。排水路については、10年確率の日雨量で能力を決定することになっている。先ほどご説明したたん水防除事業は20年確率の3日連続雨量が基準である。
- 「委員 事業の必要性に土砂の堆積とあるが、両岸から落ちてくるものか。
- [県] 上流から流れてくるもので、ごみや雑草など排水の流下を阻害するものがあると、土砂が流れず堆積する。堆積した土砂にまた草などが繁茂することになる。
- [委員] 暗渠化することで、土砂の量が減るのではなく、ごみや雑草がなくなり、 結果として堆積しなくなるということか。
- [県] 暗渠化することにより、水の流れが良くなるため、土砂は堆積しにくくな

ると考えている。

[委員] 悪臭などが事業の必要性に書かれているが、効果算定では貨幣価値として 算定されていないのか。

「県」されていない。

[委員] 効果算定されていないものが事業の必要性でメインとして記載されていることに違和感がある。ごみが問題なのではなく、それにより引き起こされる流下能力の低下が問題。事業の必要性について、より流下能力の問題を強調した方が良い。また、事業の必要性を記述する文章が長く、複数の内容を述べているため、わかりにくい。内容毎に文章を分けて文章の長さを調整すると理解しやすい。内容には問題ない。

[県] 内容ごとに文章を分けて記載する。

「結果」 評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。

【事後評価】

⑤農業農村整備事業(地盤沈下対策事業): 愛西北部の審議

農地整備課から説明。

[委員] 開水路をパイプライン化すれば水管理などが非常に楽になる。営農経費節 減効果として計上していないのか。

「県」 維持管理節減効果として計上している。

[委員] 評価調書の【効果の算定要因に対する評価】では作物生産効果で作成しているが、効果として発現しているのなら、「なお書き」で維持管理節減効果についても記載してはどうか。

「県 追記する。

[委員] 【事業費に対する評価】に「仮廻し工法を見直した」と記載されているが、 具体的な内容が分からないため、【同種事業に反映すべき事項】としてあげ ている内容との関連性が分かりづらい。一般の方にも分かるような記載にす べきである。 [県] 分かりやすいように修正する。

[結論] 評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。

(2) 砂防等事業

①費用対効果の算定方法

砂防課から説明。

特に意見なし。

【再評価】

②砂防等事業 (通常砂防事業): 洞ノ沢の審議

砂防課から説明。

- [委員] 砂防堰堤が2基から3基に増えたとあるが、具体的にはどういう理由で増えたのか。
- [県] 当初計画時の1:10,000 スケールの図面では、既設堰堤の下流は谷が開いており、堰堤を設置すると100m ほどのかなり大きい規模となり経済的に不利となるため、設置不可能と判断していたが、現地の測量を実施したところ、もう少し下流で谷が開いていることにより堰堤が設置可能と判断し、新たに確認された沢筋の下流に堰堤を追加設置することとした。
- 「委員」 堰堤を追加したことによる影響を評価調書 (案) に追記すること。
- [県] 評価調書(案)を修正する。
- [委員] 堰堤を追加した箇所の流域は小規模であるように思えるが、それでも対策 が必要か。
- [県] 小規模でも必要である。現に今年度の6月2日の豪雨にて、この沢と同じ くらいの小規模な流域から土石流が発生し、人家1戸が倒壊する被害があっ た。
- [委員] 評価調書(案)には単に堰堤が2基から3基に増えたと記載するのではなく、増えた理由として、沢の発見、堰堤設置の適地についても記載すること。

堰堤を増やすことにより、より確実な対策ができることになるといった、増やすことによりどのような効果があるのか記述し、そのために増やす必要があるとしたほうがいいのではないか。

- [県] 評価調書(案)を修正する。
- [委員] 施工する順番は流域面積の大きい2号、3号堰堤から先に設置し、その後に1号堰堤を設置するということか。
- [県] 既設の2号堰堤が老朽化していないかを判断し、問題なければ上流側から 設置していく予定である。
- [委員] 評価調書(案)には単に期間が延びたという記載ではなく、事業効果を発現させるために延ばしたと記載すること。同じ効果が発現するなら早いほうがいいが、十分な効果が発現するなら期間は延びても必要であると言えるとよい。
- [県] 評価調書(案)を修正する。
- [結論] 評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。

【事後評価】

③砂防等事業 (通常砂防事業): 北ノ入川の審議

砂防課から説明。

- [委員] 評価調書(案)の同種事業に反映すべき事項について、今回の場合は老朽 化がひどかったという話なので、老朽化に関する内容としてまとめること。
- [県] 評価調書(案)を修正する。
- [委員] 緊急輸送道路である国道 419 号は、旧小原村にとって重要路線である、という認識でよいか。
- [県] その認識でよい。国道 419 号は交通量が多いため、交通遮断による影響は大きい。費用対効果の分析においても交通遮断を防ぐことによる便益が大きく、重要性を再認識した。

- [委員] 評価調書(案)の効果の算定要因に対する評価について、「人家の戸数や 道路の形態に変化は見られない」とあるが、「道路の重要性に変化はなく、か つ人家戸数についても変化はない」と修正すること。
- [県] 評価調書(案)を修正する。

[結論] 評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。

(3)公営住宅等整備事業

①費用対効果の算定方法

公営住宅課から説明。

特に意見なし。

【再評価】

②公営住宅等整備事業:原山台住宅2丁目(東地区)の審議

公営住宅課から説明。

[委員] B/C について、詳細に計算したところ 1.03 である。大した差ではないが、 やはり四捨五入で切り上げて 1.0 なのか、超えているかは気になってしま う。

> ただし、公営住宅の場合はこの程度の値になることはやむを得ないため、 1.0 を下回っていても事業継続に影響が出るわけではなく、あくまで目標 である。

- [県] おっしゃる通り。
- [委員] 便益の計算について従前家賃と従後家賃の記載があるが、建替後には家賃 が2倍以上になっているということか。
- 「県」 家賃は2倍以上になっている。
- [委員] 家賃の減免制度等によって住民とトラブルなく進めていると思うが、反対 意見が出ることはないのか。
- [県] 家賃が上がるため、建替後の新棟へ入居するのではなく他の県営住宅への

入居を希望される方も1割程度いて、県で移転先の斡旋も行っている。

- [委員] 事業完了予定は 2032 年度であり、約 10 年後であるが、家賃の変動はないのか。
- [県] 入居者の支払う家賃は収入によっており、毎年の収入の報告に応じて決定 している。
- [委員] 建設資材の高騰などにより事業費が上がっているが、同様に家賃による便 益も上がり B/C は事業採択時と同程度になると考えてよいのか。
- [県] 推計になるため、B/Cが 1.0以上になるとは言いきれない。
- [委員] 物価上昇が家賃に反映されることはあるのか。
- [県] 家賃算定に用いる基礎額が上がることは考えられる。
- [委員] 公営住宅の評価では建替の方針や考え方が重要であり、B/C は低くなるのはやむを得ないが、毎回、よりわかりやすい記載方法がないかを悩む。本来、居住環境がよい住宅では家賃を上げても入居してもらえるが、公営住宅の性格上、家賃を上げられない。民間のマンションで便益を上げることは容易だが、公営住宅では難しいことを常に念頭において評価しなければならない。評価調書を見ただけでそれが伝わるようになるとよいが、B/C の算定手法は定められているため仕方ない。委員が替わった際には、改めて評価方法について説明が必要になる。また、記載方法は引き続き検討が必要である。

[結論] 対応方針(案)を了承する。